

「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1
2 . 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則の一部改正新旧対照表	3
3 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	12
4 . 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの制定	13

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 不動産関連有価証券等(次のaからfまでに掲げる資産をいう。以下同じ。)</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 投資信託法に規定する投資証券(当該投資法人が運用のために保有する資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。)</p> <p>f (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 不動産関連有価証券等(次のaからfまでに掲げる資産をいう。以下同じ。)</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 投資信託法に規定する投資証券(当該投資法人の資産が不動産若しくは不動産同等物又は現金若しくは現金同等物等であるものに限る。)</p> <p>f (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>運用資産等(投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、当該投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであって、本所が適当と認めるものを除く。)</u>が、上場の時までに、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に限られていること。</p> <p>c～r (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 運用資産等が、上場の時までに、不動産関連資産、現金又は現金同等物等に限られていること。</p> <p>c～r (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第 5 条 不動産投資信託証券の上場前に行われる
公募又は売出し等については、本所が定める規則
によるものとする。

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第 1 2 条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号
のいずれかに該当する場合には、その上場を廃
止する。

(1) (略)

(2) 運用資産等 (投資法人が運用のために
保有する資産以外の資産のうち、当該投資法
人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い
保有するものであって、本所が適当と認める
ものを除く。)が、不動産関連資産、現金又は
現金同等物等に限られなくなった場合

(3) ~ (1 7) (略)

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から
施行する。

(上場前の公募又は売出しに関する取扱い)

第 5 条 不動産投資信託証券の上場前に行われる
公募又は売出しについては、本所が定める規則
によるものとする。

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第 1 2 条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号
のいずれかに該当する場合には、その上場を廃
止する。

(1) (略)

(2) 運用資産等が、不動産関連資産、現金
又は現金同等物等に限られなくなった場合

(3) ~ (1 7) (略)

3・4 (略)

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。)の公募(一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。)又は売出し(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募(以下「上場前の公募等」という。)並びに上場前に行われる<u>不動産投資信託証券の発行(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行を除く。)</u>等について、必要な事項を定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。)の公募(一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。)又は売出し(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募(以下「上場前の公募等」という。)について、必要な事項を定める。</p> <p><u>(上場前の公募又は売出し)</u></p> <p>第2条 <u>上場前の公募等は、上場前の公募又は売出し等に関する規則第2章第1節(競争入札に係る部分並びに第3条の5、第3条の8及び第3条の9を除く。)</u>及び第2節第1款の規定に定めるところに準じて行うものとする。この場合において、同第3条第1項中「<u>新規上場申請者(第1条に規定する新規上場申請者をいう。以下同じ。)</u>」が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以</p>

下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者とあるのは「上場前の公募等（不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則第1条に規定する上場前の公募等をいう。以下同じ。）については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）」と、「上場申請後」とあるのは「上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の規定による通知後）」と、同第3条中「公募又は売出予定書」とあるのは「公募又は売出しの予定を記載した書面」と、「当該予定書」とあるのは「当該書面」と、同第3条第2項、第3条の3（第1項第2号を除く。）、第3条の6、第3条の7、第3条の10及び第3条の12中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、同第3条の2（第2号を除く。）中「新規上場申請者が、上場前の公募等を行う場合には、新規上場申請者」とあるのは「上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者」と、同第3条の10中「上場申請の受理の取消しその他必要な措置」とあるのは「上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置」と読替えるものとする。

（投資法人の設立の際に行う公募に関する通知）
第2条（略）

（公募又は売出しの予定を記載した書面の提出）

第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する証券会社（外国証券会社を含む。以下同

（投資法人の設立の際に行う公募に関する通知）
第3条（略）

（新設）

じ。)である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後)遅滞なく、公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を本所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2. 本所が「公募又は売出しの予定を記載した書面」を検討し、当該書面の内容を不適用と認め、その変更を要請した場合には、上場申請銘柄の発行者及び元引受会員は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。

(上場前の公募等の手続)

第4条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者及び元引受会員は、この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査(以下「ブック・ビルディング」という。)の手続を行うものとする。 (新設)

(公開価格の決定)

第5条 上場申請銘柄の発行者及び元引受会員は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危 (新設)

険及び需要見直し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（以下「公開価格」という。）を決定するものとする。

- 2 上場申請銘柄の発行者及び元引受会員は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

（上場前の公募等に係る配分）

第6条 元引受会員は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針に基づき配分を行うものとする。 (新設)

- 2 元引受会員は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

（公募又は売出実施通知書等の提出）

第7条 元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した本所所定の「公募又は売出実施通知書」を本所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を上場申請銘柄の発行者に通知するものとする。 (新設)

- 2 元引受会員は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る不動産投資信託証券の取得者の住所、氏名及び受益権又は投資口の口数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(非会員証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について本所の会員以外の証券会社(以下「非会員証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、上場申請銘柄の発行者は、当該非会員証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

(新設)

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第9条 本所は、第7条第1項に規定する書類又は第7条第2項若しくは第13条第3項の規定により元引受会員が提出した書類その他上場申請銘柄の発行者又は元引受会員がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

(新設)

(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定)

第10条 元引受会員は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づきブック・ビルデ

(新設)

ィングを行うものとする。

- 2 元引受会員は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

(公開価格に係る仮条件の決定等)

第11条 上場申請銘柄の発行者及び元引受会員

(新設)

は、ブック・ビルディングを行う場合には、上場申請銘柄の発行者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件(投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。)を決定するものとする。

- 2 元引受会員は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

(需要状況の調査に含めてはならない需要)

第12条 元引受会員は、ブック・ビルディング

(新設)

により把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(需要状況の調査の記録の保存等)

第13条 元引受会員は、上場前の公募等の申込

(新設)

期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等

に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

2 元引受会員のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存するものとする。

3 元引受会員は、前2項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(不動産投資信託証券の発行に関する規制)

第14条 上場申請銘柄の発行者が、上場申請日の6か月前の日以後において不動産投資信託証券を発行している場合には、当該上場申請銘柄の発行者は、当該不動産投資信託証券の割当を受けた者(信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。)との間で、書面により当該不動産投資信託証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 上場申請銘柄の発行者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(所有に関する規制)

第15条 割当を受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

2 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該不動産投資信託証券の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者の当該不動産投資信託証券の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該不動産投資信託証券の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記載)

第16条 上場申請銘柄の発行者は、上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において不動産投資信託証券を発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

(新設)

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記録の保存等)

第17条 上場申請銘柄の発行者は、上場日から5年間、前条の規定に基づき本所に提出した書面の記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事会員は、上場申請銘柄の発行者が当該記録を把握し、かつ、保存することが可能な状況にあることを確認するものとする。

(新設)

2 上場申請銘柄の発行者は、前項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。

3 本所は、上場申請銘柄の発行者が前項の提出請求に応じない場合は、当該上場申請銘柄の発行者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。

4 本所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく不動産投資信託証券の発行の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該上場申請銘柄の発行者及び幹事会員の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

(委任規定)

第18条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が規則により定める。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。
- 2 上場申請銘柄の発行者がこの改正規定の施行日前に不動産投資信託証券を発行している場合における当該不動産投資信託証券に係る第14条及び第15条の規定の適用については、第14条第1項中「当該不動産投資信託証券の割当を受けた者(信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。)」とあるのは「平成16年12月1日現在における当該不動産投資信託証券の所有者(以下「不動産投資信託証券の所有者」という。)」と、第15条中「割当を受けた者」とあるのは「不動産投資信託証券の所有者」とする。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1） 投資信託の投資信託財産又は投資法人の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）<u>及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産と併せて取得することが適当と本所が認めるものは、不動産投信特例の適用については、不動産とみなす。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年12月 1日から施行する。</p>	<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1） 投資信託の投資信託財産又は投資法人の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）は、不動産投信特例の適用については、不動産とみなす。</p> <p>（2） （略）</p>

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「不動産投信上場前公募等規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに不動産投信上場前公募等規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)

- 第2条 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。
- 2 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び同条第2項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。
- 3 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受会員が2社以上ある場合には、当該元引受会員のうち1社が代表して本所に提出することができるものとする。

(非会員証券会社等の上場前の公募等の取扱い等)

第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第4条 不動産投信上場前公募等規則第9条に規定する「その他必要な措置」には、不動産投信上場前公募等規則第6条第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。

(需要状況の調査の記録の提出方法)

第5条 不動産投信上場前公募等規則第13条第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(不動産投資信託証券の発行に関する規制の取扱い)

第6条 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「不動産投資信託証券を発行している」かどうかの認定は、受益証券にあっては払込期日を、投資証券にあっては投資口発行の効力発生日を基準として行うものとする。

2 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「当該不動産投資信託証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた不動産投資信託証券(以下「割当不動産投資信託証券」という。)を、原則として、前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当不動産投資信託証券のうち投資証券について投資口の分割が行われたときには、当該投資口の分割により取得した投資口(以下「取得投資口」という。)についても同日までに所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ上場申請銘柄の発行者に書面により通知するとともに、事後において上場申請銘柄の発行者にその内容を報告すること。

(3) 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、受益権又は投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) 上場申請銘柄の発行者は、割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、上場申請銘柄の発行者から前号に規定する割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を上場申請銘柄の発行者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の不動産投資信託証券の発行を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の不動産投資信託証券の発行を行っている場合
当該不動産投資信託証券の発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が

上場を承認する日の前日を越えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第7条 不動産投信上場前公募等規則第15条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 不動産投信上場前公募等規則第15条第2項に規定する書面は、当該割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡が上場申請日以前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 不動産投信上場前公募等規則第15条第3項に規定する報告は、上場申請銘柄の発行者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 上場申請銘柄の発行者は、上場不動産投資信託証券の発行者となった後においても、確約に定める期間内にあっては、不動産投信上場前公募等規則第15条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記載の取扱い)

第8条 第6条第3項の規定は、不動産投信上場前公募等規則第16条の場合に準用する。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第9条 上場申請銘柄の発行者は、上場不動産投資信託証券の発行者となった後においても、上場日から5年間は、不動産投信上場前公募等規則第17条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第10条 上場前の公募等には、不動産投信上場前公募等規則第14条の規定の適用はないものとする。

2 不動産投信上場前公募等規則第14条から第17条までの規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。

付 則

1 この規則は、平成16年12月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。

2 上場申請銘柄の発行者がこの改正規定の施行日前に不動産投資信託証券を発行している場合における当該不動産投資信託証券に係る第6条及び第7条の規定の適用については、第6条第2項中「割当を受けた不動産投資信託証券」とあるのは「平成16年12月1日現在において所有している不動産投資信託証券のうち、上場申請日の6か月前の日以後において発行されたもの」と、「前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日」とあるのは「平成16年12月1日から上場日以後6か月間を経過する日」と、第6条第2項及び第7条中「割当を受けた者」とあるのは「不動産投資信託証券の所有者」とする。